○ 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号)

チオホスフェイト五%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五 エーイソプロピルー四ーメチルピリミジルー六ージエチル ニの二~四の二 (略) ニの二~四の二 (略) 別名ダイアジノン)及びこれを含有する製剤。た アバメクチンー・八%以下を含有する製剤	事物 毒物 一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン 一 ・ 八%以下を含有するものを除く。 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 の二 ~ 一 の二 ~ 一 の三 (略) 二十の四	改正案
チオホスフエイト三%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五だし、ニーイソプロピルー四ーメチルピリミジルー六ージエチルニの二~四の二 (略) 削除	一	現

(傍線の部分は改正部分)

以下を含有するものを除く。

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。 五の二~十一の八 (略)

(77) (1) (76) (76) (8) (略) (略) カルボキサニリド \Box (別名イソチアニル) <u>-</u> -シア 1 及びこれを含有する製 ニーチアゾール 1 五

+ 二(78)| 〜 外 四(143)| + 三の 五略

(略)

四十三の六 。ただし、二・四・六・八ーテトラメチルーー・三・五・七ーテ トラオキソカン一 トラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤 二・四・六・八ーテトラメチルー ○%以下を含有するものを除く。 Ŧ 七ーテ

四十四~六十の七 略)

六十の八 S-メチル-N- [(メチルカルバモイル)-オキシ] ーチオアセトイミデート (別名メトミル)四五%以下を含有する

六十一~六十七 (略

> 五の二~十一の八 %)以下を含有するものを除く。 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。

ただし、

次

ただし、

次

(1)~(76) (略)に掲げるものを除く。

十 二 (77)| ~ 5 四(142)| 十 三 の 五 略 (略) (略)

剤

六十一~六十七

(略

四十四~六十の七 (略)

六十の八 ーチオアセトイミデート S-メチル-N-(別名メトミル) 及びこれを含有する製 [(メチルカルバモイル)ーオキシ]